



アウトドアの体験プログラム作りに 使える補助金、始めます。



県内の国立公園、自然公園では、トレッキング、サイクリング、シーカヤックなど、
いろいろな自然体験を楽しむことができます。
「新しい体験プログラムを始めたい。」「ここでしかできない体験で人を呼びたい。」「
今の体験プログラムをもっと魅力的にしたい。」「この体験をPRしたい。」
そんな取組を対象とした補助金制度が始まります。

自然公園を活用した誘客促進補助金

対象経費	対象者	補助率	補助上限額
○体験プログラムの開発・催行 ○ガイド研修 ○移動手段の導入等のサービス提供 ○販路開拓に必要な経費 など ※事業実施団体の経常的な運営経費とみなす経費は対象外	・満喫プロジェクトを推進する地域協議会 ・観光協会 ・法人 ・法人格を持たない民間団体 ※いずれも県内団体に限る	1/2 以内	5,000千円

対象エリア

大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園・西中国山地国定公園
県立自然公園（11カ所）、中国自然歩道

周辺の観光施設・歴史・文化・自然資源と周遊する取組はOK！



対象となる事業

【必須要件】

- (1) 島根県内にある自然公園等を活用した事業であること
- (2) 法令（自然公園法、島根県立自然公園条例等）を遵守した事業であること
- (3) 国、県、地元市町村と情報共有・協力して行う事業であること

【提案による事項】

- ・楽しみながら体験できる取組（体験プログラムの新規造成や磨き上げの実施）
- ・担い手育成の取組（体験プログラムのガイドや、保全活動、サービス提供を支える人材育成）
- ・二次交通の導入の取組（来訪者が自然公園等を周遊するための手段考案）
- ・販路拡大や販売促進の取組（モニターツアーなどの体験プログラム商品の販売）
- ・その他自然公園等の活用に効果的な取組

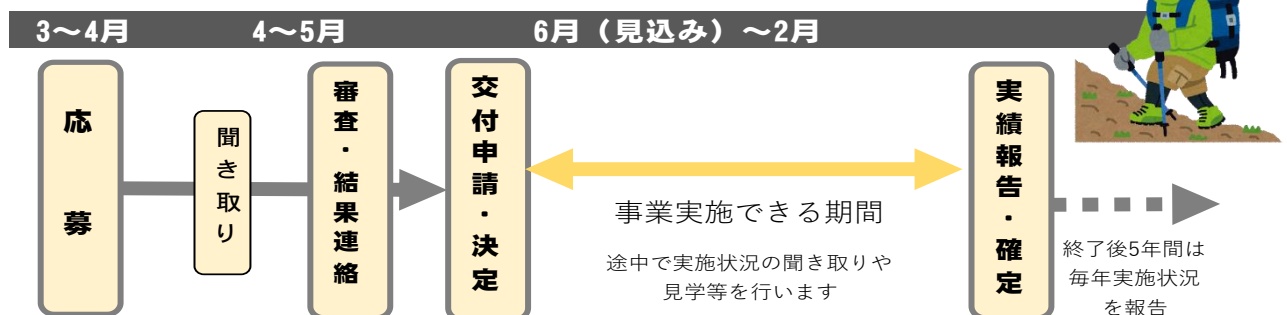
【対象とならない事業】

ハード整備や備品整備を主とする事業や、他の補助事業等の対象となっている事業は対象外

■ 補助事業の期間

交付決定日から令和4年2月末日まで

■ スケジュール



応募先及び問い合わせ先

※募集案内等はHPをご覧ください

島根県環境生活部自然環境課（隠岐ジオパーク・国立公園活用推進スタッフ）

〒690-8501 松江市殿町128（島根県庁東庁舎3階）

電話：0852-22-5724 HP：<https://www.pref.shimane.lg.jp/shizenkankyo/>

検索

島根県自然環境課



◆◆対象事業の事例◆◆

島根県では平成28年から5年間、環境省の国立公園満喫プロジェクトのモデル公園に選定された「大山隠岐国立公園」において、隠岐地域・島根半島地域・三瓶山地域の3つの地域と連携し、自然環境という地域資源を活用した誘客対策に取り組んで来ました。

このたび、その取組を県内の国定公園、県立自然公園、中国自然歩道に広げ、民間団体の皆様の創意・工夫を活かした取組と連携した自然公園の保全と誘客対策を進めます。

「大山隠岐国立公園」で先行的に取り組まれた事例を下記にご紹介いたしますので、自然公園の魅力を向上するための参考にしていただき、皆様の取組をご提案ください。

1. 体験プログラムの新規造成や磨き上げを行い、楽しみながら体験できる取組

(1) 自然資源を活かした体験プログラム

- ・トレッキング ・サイクリング
- ・クルージング ・シーカヤック
- ・星空鑑賞 ・夕日鑑賞
- ・自然観察会 ・希少動植物の保護活動



(2) 歴史・文化資源と連携したプログラム

- ・まち歩き ・神社の儀式体験
- ・神楽鑑賞・絵付け体験



(3) 滞在時間の延長や周遊を促進するプログラム

朝や夕方の体験

- ・あごすくい体験 ・山頂での朝食体験
- 新たな滞在環境の提供
- ・グランピング



2. 体験プログラムのガイドや、保全活動、サービス提供を支える担い手育成の取組

- ・ガイド養成研修、スキルアップ研修
- ・保全活動への参加をイベント化・ツアー化
- ・他の取組団体との交流による活動
- ・専門家招聘による助言



3. 来訪者が自然公園等を周遊できる二次交通の導入の取組

- ・ガイド付き小型車両の運用 ・E-bike の運用
- ・遊歩道と拠点施設間の送迎サービス
- ・小型電気自動車の運用



4. 体験プログラム商品の販路拡大や販売促進の取組

- ・ファムツアー(海外旅行業者、メディア)、モニター体験
- ・旅行業者への商談会への参加、セールス ・インターネットを使った体験サイトへの掲載
- ・専門家招聘による助言